

第百四十五回国参议院総務委員会会議録第七号

平成十一年四月二十七日(火曜日)

午後五時開会

委員の異動

三月二十四日

齊藤 滋宣君

補欠選任 矢野 哲朗君

三月二十五日

吉川 春子君

補欠選任 立木 洋君

三月二十六日

真鍋 賢二君

補欠選任 竹山 裕君

三月二十九日

岡 利定君

補欠選任 片山虎之助君

三月三十日

千葉 景子君

今井 澄君

三月三十一日

片山虎之助君

補欠選任 岡 利定君

四月一日

陳内 孝雄君

補欠選任 森田 次夫君

四月十二日

竹山 裕君

補欠選任 真鍋 賢二君

四月十三日

今井 澄君

補欠選任 堀 利和君

辞任

岡 利定君

補欠選任 片山虎之助君

四月十四日

堀 利和君

今井 澄君

四月十五日

吉川 春子君

笠井 亮君

四月二十日

片山虎之助君

補欠選任 岡 利定君

四月二十一日

江田 五月君

木俣 佳丈君

四月二十七日

木俣 佳丈君

江田 五月君

四月二十七日

笠井 亮君

吉川 春子君

辞任

今井 澄君

補欠選任 岡崎トミ子君

辞任

岡崎トミ子君

今井 澄君

辞任

真鍋 賢二君

補欠選任 山下 善彦君

辞任

浜四津敏子君

木庭健太郎君

辞任

吉川 春子君

八田ひろ子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

竹村 泰子君

海老原義彦君

佐藤 泰三君

江田 五月君

月原 茂晴君

椎名 素夫君

石井 道子君

岡 利定君

鴻池 祥肇君

森田 次夫君

矢野 哲朗君

山下 善彦君

足立 良平君

今井 澄君

松田 岩夫君

木庭健太郎君

日笠 勝之君

阿部 幸代君

八田ひろ子君

山本 正和君

野中 広務君

太田 誠一君

佐藤 正紀君

菊池 光興君

瀧上 信光君

志村 昌俊君

○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査 (国立公文書館法案に関する件)

○男女共同参画社会基本法案(内閣提出)

○委員長(竹村泰子君) ただいまから総務委員会を開会いたします。理事の補欠選任についてお諮りいたします。委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に江田五月さんを指名いたします。

○委員長(竹村泰子君) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律案及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○江田五月君 国においても行政情報公開制度をつくらうという大きなテーマがいよいよ最終局面に来ておりまして、大変感無量のものがございます。

情報公開の制度ができますと、行政文書についてその管理、保管、これが大変大切なことになってくると思えます。これについては、本委員会でも法律でしっかりした制度をつくるべしというような議論もなされましたが、現在のところ政令でうけたものをつくっていくということになって

おりまして、既に政令についてのいろんな検討も
行われておると聞いております。

さらに続いて、行政機関において保管をしてお
る文書が保管の期限を経過した後にこうした文書
を一体どうするかということについて、国立公文
書館法というものを議員立法でつくろうという段
取りになって、この委員会、本日の情報公開法の
採決の後に国立公文書館法を仕上げようという段
取りになっておるので、これは政府においてもそ
うしたことは、議員立法ではありませんがいろいろ
検討していただいているものと思います。

そこで、官房長官に二、三、この国立公文書館
法について伺っておきたいと思っております。

国立公文書館法の案文は、後に提案理由の説明
がございますが、これは国立の公文書館に行政文
書だけでなく司法や立法の機関の保有する歴史
的価値のある資料もこちらに移管しようというこ
とになっておって、したがって三権分立というこ
とに留意をすれば行政が担当する国立公文書館の
ところへ全部よこせと一律に決めてしまおうとい
うわけにもいなくて、協議とか合意とかというそ
ういう仕組み、制度の設計をつくっております。

それはそれでよく配慮された制度設計だと思
いますが、現実には行政文書については、外交文書と
国防文書とかの一部の例外を除いて原則すべて
現在既に存在する国立公文書館に移管をして、そ
して国立公文書館でその管理の仕方あるいは廃棄
などについて検討することになっておるんです。

そういう行政文書にまつ現在の扱い、原則国
立公文書館に移管をさせるという、これについて
その制度が変わって協議とか合意とかという
ものがあるからというので各行政府が自分のとこ
ろにしまし込んで出さないというふうなことに
なることはない、むしろ逆に公文書館に移管をし
そこにアーキビストをしっかりと養成し、現在ま
だ十分に養成できておりませんが、しっかりと
養成をしてアーキビスト的観点から歴史的重要性
というのを判断して適切な保管の方法あるいは廃
棄できるものは廃棄ということにしていけるべき

のと考えておりますが、官房長官、いかがでし
ょうか。

○国務大臣(野中広務君) たいま御指摘ござ
いました行政文書の扱いについてでございますが、
現在、各省庁におきまして永年保存と定められま
した公文書等につきましては、作成後三十年以内
に国立公文書館に移管することとされておしま
して、今後とも委員御指摘のように適切な移管を推
進してまいります。

いわゆるアーキビストなどの養成につきましては
は、御指摘ございましたように現在まだ十分では
ありませんし、国及び地方公共団体におきまして
この公文書館等に勤務する職員に対しましてアー
キビストに必要な専門的知識を習得させたり、ま
たこれによりまして公文書館の中核的な業務を担
当するにふさわしい専門職員の養成に資するよ
う、今公文書館専門職員養成課程を実施いたして
おるところでございます。

今後とも、関係する学識経験者や団体等との相
互の緊密な連絡を図ることによりまして、国民共
有の財産であります歴史資料としての重要な公文
書等を保存いたしまして利用に供するという公文
書館制度の一層の発展を図るとともに、またその
要員の養成に努めてまいります。

○江田五月君 永久保存というものは三十年とい
う制度にして移管をする。永久保存でないものは
十年とか五年とかいろいろと政令で文書の保管に
ついての制度をきめ細かくおつくりになると何っ
ていて、それについても同じように国立公文書館
への移管が図られるものと理解をいたします。

次に、情報公開法ができて行政情報というもの
は原則公開ということ、これから新しい情報公
開の時代が始まるわけですが、国立公文書館法が
できますと、行政府に文書が保管されるときは原
則公開なんだけれども、公文書館に移るとはちま
ち秘密文書になるというそういう扱いはないだろ
うと思っております、これは国立公文書館の保
存する公文書等も公開が原則で、そしてさらに一
定の年限がたったものになるわけですから、現に

行政府が保有しているものよりもさらに一層進ん
だ情報公開が図られるべきものと理解をしたいと
思いますが、いかがですか。

○国務大臣(野中広務君) 国立公文書館が保存を
いたしております公文書等につきましては、お話
のように公開が原則となっておりますのでござ
います。したがって、個人の秘密の保持等の観
点から例外的に非公開とされます場合につきまし
ては、その要件を定めた明確かつ客観的な基準の
策定を検討しておりますのでございまして、策定
後はその適切な運用をいたしてまいりたいと思
っております。

さらに、現時点におきまして例外的に非公開と
されたものでありまして、時の経過や社会情勢
の変化に伴いまして将来非公開とする理由が消滅
をいたしました場合は公開するなど、公開の促進
に努力してまいりたいと考えておるところでござ
います。

○江田五月君 個人の秘密の保持等の観点も重要
ですが、諸外国の例を見ますと、その個人の死亡
後何年というふうなことでそうしたのもも公開す
るといった制度が多いので、ぜひそうしたことも
配慮をいただきたいと思っております。

さて、三点目ですが、国立公文書館の閲覧制度
でございます。

閲覧の可否、これは国立公文書館の方でなされ
る。それに対して、諸の場合はいいですが、否の
場合にどういう不服処理の方法があるかというこ
とが一つ検討課題になりました、法律上の争訟は
最終的に司法府が判断するわけですからそれは今
ここでいろいろ議論すべきものではないだろうと
思いますが、少なくともそうした諸否の判断が恣
意に流れることがあってはいけないので、一定の
基準を設けるとか、あるいは拒否する場合には一
定の手続を設けるとか、公文書館内部での再検討
などについても一定の制度を検討すべきだと思
います。

○国務大臣(野中広務君) 今御指摘ございました
ように、閲覧制度には一定の例外があるわけでござ
います。

○国務大臣(野中広務君) 今御指摘ございました
ように、閲覧制度には一定の例外があるわけでござ
います。

○委員(長(竹村泰子君) この際、委員の異動につ
いて御報告いたします。

本日、浜四津敏子さんが委員を辞任され、その
補欠として木庭健太郎さんが選任されました。

○日笠勝之君 国民希望の行政情報公開法がいよ
いよ審議の終局が近づいてきております。この
間、担当大臣また衆議院の内閣委員会の皆さん、
また当委員会の皆様方の御尽力にまずもって深く
敬意を表する次第であります。

そこで、私は政令事項になっております手数料
の問題について、当委員会での今までの議論や政
府答弁を要約いたしましたので何点か伺いをし、確
認したいと思っております。

関連性の深い文書の場合には、一回の請求でまとめて請求をできると考えておきまして、一決裁文書ごとに形式的に手数料を徴収するような制度とすることは考えておりません。なお、関連性につきましては、常識的、合理的な範囲で判断することとしたいと思います。

○日笠勝之君 次に、閲覧手数料でございますが、衆議院においても法案修正がされました。その十六条に、「できる限り利用しやすい額とするよう配慮」すべきということが明記されているところであり、政令で手数料の額を定めるに当たっては、制度が利用しにくくなるような高額とするのではないかと、改めて大臣の答弁を聞きたいと思っております。

○國務大臣(太田誠一君) 閲覧手数料の徴収単位、具体的額等については政令で定めることとしておりますが、閲覧する文書の分量に応じた手数料額となるように考えており、一決裁文書ごとに手数料を徴収するような制度とすることは考えていないというのの答弁のとおりでございますが、今後閲覧手数料の徴収単位、具体的額等を決定する際には、衆議院における本則修正や附帯決議及び国会での御審議を踏まえ、国民の皆様が利用しやすい額となるようにしたいと考えております。

○日笠勝之君 政府の説明では、諸外国で申請手数料を徴しているのはカナダという説明がありました。今の為替レートでいくと約四百五十円程度だそうですが、一方で我が国の類似の制度として開示請求に手数料をとっているものがございます。ちょっと長い法律ですが、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法でございます。この十六条でも開示手数料を徴収することになっておりますが、その金額は二百六十円と、このように承っておるわけでございます。よって、個人情報保護法の方がこの開示請求手数料の実費は少額であるわけでございます。同じように政府の情報公開を求めるとあるわけであり、個人情報保護法が三百円を切っているわけであり、この際、大臣の決断でこの請求手数料を、五百円以下と、このようにお伺いしておりますが、少なくとも個人情報保護法との関係から見ても三百円以下にすべきではないかと。前向きな答弁をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(太田誠一君) 手数料の金額は実費を調査の上政令で定めることといたしておりますが、個人情報保護法と比較されて三百円以下にすべきであるとの議員の御意見は、大変傾聴に値するものと考えております。政令を策定する際には、委員の御指摘を十分踏まえ検討させていただきますと思っております。

○日笠勝之君 十分踏まえて検討していくということは、そのようになると確信を持って、私は質問を終わります。

○阿部幸代君 今まで私は、情報公開の入り口と出口というべき知る権利問題と手数料問題について質問してきたのですが、きょうはその他の問題について質問いたします。

情報公開法の運用に当たって一番心配されているのは、行政機関の長によって不開示権限の乱用がされるのではないかということですが、そこで質問したいんですけれども、第九条二項に、行政機関の長が不開示をしない旨の決定をしたときは、「不開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」とありますが、「その旨」とは、当然、なぜ不開示なのか、その理由を含むものと思うんですけれども、確認をしてもよろしいですね。

○政府委員(瀧上信光君) 情報公開法に基づく不開示、不開示の決定は、行政手続法に規定します申請に対する処分が該当します。したがって、不開示決定を行う場合には、行政手続法の第八条に基づきまして理由の提示を行わなければならない。不開示決定の通知を行う書面には理由も記載することとなります。

○阿部幸代君 当然、不開示の審査基準を法を踏まえて新たに策定して、それを公表すると考えてよろしいですね。

○政府委員(瀧上信光君) ただいま申し上げましたように、情報公開法に基づきます不開示、不開示の決定は、行政手続法に規定する申請に対する処分が該当しますことから、行政手続法の第五条に基づきましてそれぞれの行政機関の長は審査基準を定め、これを公にしておく義務を負うということになります。

○阿部幸代君 第五条関係でその三号、「公にすることを」とにより、国の安全が害されると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報、その四号、「公にすることにより、犯罪の予防、途中省略しますが、「秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」は不開示しなくてもよいことになった理由がありますが、ここでは行政機関の長の裁量の幅が大幅なものになっております。行政機関の長がこれを乱用しない歯どめというものはあるんでしょうか。

○政府委員(瀧上信光君) ただいま御指摘の情報公開法第五条第三号及び第四号の規定は、防衛、外交、捜査等に関する情報のすべてを対象とするというものではなく、このような情報のうち、国の安全等に係るものに限って不開示情報として明確に規定をしております。こういう点につきましては、諸外国の情報公開法におきましても、このような情報の特殊性にかんがみまして特別の取り扱いを規定しているところがございます。

このような規定に該当する情報でありましたも、ただいま申し上げましたように、行政手続法に基づきまして審査基準を策定、公表することとされておりまして、行政機関の長は、不開示の判断に当たっては、この規定の趣旨、審査基準に従って適切に判断されるものと考えております。

そして、さらにこういった規定につきまして、情報公開審査会、それからさらには裁判所の司法審査にも服するものでありまして、行政機関の長の恣意的な運用を許容するというような性格のものではないと思っております。

○阿部幸代君 参考人質疑の中でも、日弁連の三宅弘氏が強調しておられたのは、不開示の乱用に縛りをつけるということだったんですね。その中で、行政機関の長が認めるときというこの大幅な裁量権について、例えば実質的な判断をしないことだつてあり得る、機械的にやるということですね、あり得ると、こういうことも指摘していただきました。

三宅弁護士は、東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会の提言を紹介していたんですが、その中で、例えば存否応答拒否の規定を援用する場合、事前に情報公開担当部局、審査会事務局などに照会する制度を設けること、また事後に審査会に報告する制度を設けることというのがあります。

こうした例を参考に、日常的な第三者的な事前、事後のチェック機能を發揮する機関が必要ではないかと私は思っています。情報公開審査会が今後その能力を蓄積していくというふうには思いますが、どのように考えますか。

○政府委員(瀧上信光君) 情報公開法に基づきます不開示請求に対する決定は、その活動につきまして国民に対して説明責任を負っている当該文書を保有する行政機関の長が行うべきものであると考えております。そして、この行政機関の長が不開示、不開示の決定をするに当たっては、先ほど申し上げましたように、行政手続法に基づきまして審査基準を策定し、公表することとしております。行政機関の長は、請求に対して法律の規定あるいは審査基準に従いまして適切に行うということになります。したがって、ただいま御指摘のような事前の第三者的なチェックといったような仕組みは改

めて設ける必要はないというふうに考えております。

○阿部幸代君 請求者が不服申請をしたときには、その諮問に応じて情報公開審査会が活動することになるんですけれども、そのことを踏まえて、この審査会は蓄積していくと思うんです。当然、行政当局、長が事前に相談するとか、逆に言うとかチェック機能を發揮してもらおうとか、そういうことがあった方がよいというふうに私は思うんですけれども、将来の見通しの中でこういうのは考えられませんか。

○政府委員(瀬上信光君) ただいま御指摘のように、情報公開法の実施が蓄積をされますと、いろいろな審査会の事例とかあるいは裁判の判例とか、そういったものが蓄積をされ、それにつきましては、行政機関を含めて情報公開の関係者がそういう経験を踏まえて一層適切に情報公開の請求に対応できることになるというふうに考えております。

○阿部幸代君 長官に最後に聞きますが、九六年十二月の朝日新聞の世論調査によりますと、行政改革で最も力を入れてほしいことは何ですかとの問いに、情報公開というふうに答えている人がトップで三七%あったんですね。国民の期待は大変大きいと思います。

しかし、知る権利の明記がないこととか、手数料問題とか、あるいは裁判管轄の問題とか、またきょう私が問題にしました不開示権限の乱用の懸念とか、今の段階ではやはり問題は多いのだと思うんです。

今後、やはり思い切った見直しが必要だということを見直しを持って法の運用のスタートを切る必要があると思うんですけれども、大臣の決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(太田誠一君) 情報公開法については、衆議院における法案修正により、施行後四年を目途として見直しを行うことが明記されるとともに、附帯決議において、「審議の過程において論議された事項については、引き続き検討を行う

こと。」とされているところであります。政府としては、これらを踏まえて、今後法律の施行の状況を踏まえて必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

○委員長(竹村泰子君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、真鍋賢一さん及び吉川春子さんが委員を辞任され、その補欠として山下善彦さん及び八田ひろ子さんが選任されました。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めます。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について、椎名素夫さん及び佐藤泰三さんから発言を求められておりますので、順次これを許します。椎名さん。

○椎名素夫君 私は、参議院の会を代表して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

その提案理由と趣旨について御説明申し上げます。

本法律案につきましては、衆議院で既に修正がなされ、情報公開訴訟の土地管轄については、現行の行政事件訴訟法の特例として、被告の住所地のほか原告住所地を管轄する高等裁判所の所在地の地方裁判所を特定管轄裁判所とし、ここにも訴訟を提起することができることとなっております。これは、当事者間の公平、証人の便宜等を考慮した措置であり、国民の利便にかなうこのようにな修正を行った衆議院に対し、敬意を表するものであります。

しかしながら、衆議院での修正によっても、沖縄県につきましても、県民が情報公開訴訟を提起する場合の負担が他の都道府県民と比較して依然大きなものとなっております。この点にかなうべし、特定管轄裁判所に那覇地方裁判所を加えるべ

きであります。

すなわち、沖縄県は全県が離島である上、県庁所在地から高等裁判所所在地に行くのでさえ飛行機を使わなければならないという他の都道府県とは著しく異なった地理的状況に置かれております。各県の県庁所在地から高等裁判所の所在地への交通費をもとに訴訟費用を比較した場合、最も費用を要するのが沖縄県で百九十万円となり、これは二位の青森県の約二倍という試算もなされております。私どもは、このように沖縄県民に格段の負担を求めるところを見過ごすわけにはいきません。

また、従来からの沖縄における司法制度の経緯、沖縄県の苦難の歴史、「沖縄の心」などを考慮すれば、特定管轄裁判所を那覇地方裁判所に拡大することについて広く国民の理解を得られるものと確信しております。

このような趣旨から我が参議院の会は修正案として、衆議院修正により加えられた行政機関の保有する情報の公開に関する法律案第三十六条に定める特定管轄裁判所に那覇地方裁判所を加えることといたしました。

以上が修正案の提案理由とその概要であります。

なお、本法案の本院における審議に当たって、衆議院段階での全会一致の経緯をそのまま本院に持ち込むような議論があったことは、まことに遺憾でありました。しかし、本院における修正をめぐって、本院の各党各会派が二院制の趣旨に基づき真摯な審議に終始されたことには深く敬意を表します。

本修正案が委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、私の趣旨説明を終わります。

○委員長(竹村泰子君) 佐藤泰三さん。

○佐藤泰三君 私は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表いたしまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対し修正の動議を提出いたします。その内容は、お

手元に配付されております案文のとおりでございます。

これより、その提案理由と趣旨につきまして御説明申し上げます。

本法律案につきましては、衆議院において、行政事件訴訟法の特例として、情報公開訴訟については被告の住所地のほか原告の普通裁判籍を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所を特定管轄裁判所とし、ここにも訴訟を提起できる旨の修正がなされております。これは、当事者間の公平、証人の便宜等を考慮した措置であり、国民の利便にかなうこのような修正を行った衆議院に対しまして、深く敬意を表するものであります。

しかし、本修正によりまして、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府の諸活動を国民に説明するには十分とは言えません。特に、国民が情報公開訴訟を行う場合に要する交通費等の負担はなお大きいものがあり、この点については何らかの措置が必要と考えられます。さらに、衆議院での修正により、行政事件訴訟の管轄のあり方に根本的検討を加えることが求められております。

しかし、その一方、本法案の早期成立を望む声が非常に強いことを考慮し、情報公開訴訟における土地管轄の問題については、本法施行後四年を目途に本法の施行状況について行われる検討の際に、情報公開訴訟の土地管轄の問題についてもあわせて検討を加え、その結果により必要な措置を講ずるべきものと考えます。

このような観点から、参議院の四会派は修正案を作成いたしました。その概要につき御説明申し上げます。

本修正案では、衆議院修正において加えられた附則第三項を改め、政府は、本法施行後四年を目途として、本法の施行状況の検討に加え、情報公開訴訟の管轄のあり方についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。ことといたしました。

以上が修正案の提案理由とその概要であります。委員各位の御賛同をいただき、速やかに可決されますことを要望いたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(竹村泰子君) それでは、ただいまの両修正案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○江田五月君 総務庁長官にお尋ねをいたします。衆議院において、内閣提出の情報公開法案に対し、各党派共同の修正が行われました。この大変な御努力には、参議院の私どもも皆一致して深く敬意を表するところでございます。

しかし、参議院はまた別の院であることから、これに新たな角度から検討を加えた結果、その経過で、野党各会派が一致して特定管轄裁判所に那覇地方裁判所を加えることを与党に対して求めました。大変な修正協議が真剣に行われた結果、合意には至らなかったものの、附則でさらに那覇地方裁判所のことについて四年後に検討しようとする。なお、衆議院での管轄問題の修正によって、行政事件訴訟法の管轄自体について、これは根本的な検討ももう一遍要るのかなという状況にもなっていることから、今回のこういう附則の修正というものを私たちは考えたわけです。

こうしたことについて、政府としてどういうふううにこれを受けとめておられるかを伺います。

○國務大臣(太田誠一君) 参議院において、与野党による修正協議が真剣に行われ、附則に情報公開訴訟の管轄のあり方等が加わったことを重く受けとめております。与野党協議の経過からして、沖繩の取り扱いも念頭に置いたものであることを認識いたしております。

○江田五月君 終わります。

○委員長(竹村泰子君) 他に御発言もなければ、これより両案並びに両修正案について討論に入ります。

以上が結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上を結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、行政機関の保有する情報の公開に関する法律案について採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○江田五月君 私、ただいま可決されました行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、自由党、参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 開示・不開示の決定について行政機関の長の恣意的な運用が行われないようにするため、各行政機関において開示・不開示の判断をする際の審査基準の策定及び公表並びに不開示決定をする理由の明記等の措置を適切に講ずること。

一 手数料については、情報公開制度の利用の制約要因とならないよう、実質的範囲内でできる限り利用しやすい金額とすること。ただし、本制度が濫用されないよう十分配慮すること。

一 情報公開審査会の果たす役割の重要性にかんがみ、その構成及び事務局の体制の十全を期すること。

一 情報公開制度が的確に機能するよう、行政文書の適正な管理の確保に努めること。

なお、本法律施行前の文書管理について、本法律の趣旨を踏まえ適正に行うこと。

一 各行政機関は、本法律第五条に定める不開示情報を含む行政文書の配付等を地方公共団体に行う場合には、当該地方公共団体に対し当該文書の取扱いについて十分な説明を行うこと。

一 知る権利の法律への明記、行政文書管理法の制定等審議の過程において議論された事項については、引き続き検討すること。

○委員長(竹村泰子君) ただいま江田さんから提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

○委員長(竹村泰子君) 全会一致と認めます。よって、江田さん提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(太田誠一君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、政府といたしましてはその趣旨を踏まえ適切に対処してまいりますこととお約束申し上げます。

○委員長(竹村泰子君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(竹村泰子君) 次に、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査のうち、国立公文書館法案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、海老原義彦さんより委員長の手元に国立公文書館法案の草案が提出されており、内容はお手元に配付のとおりでございます。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。海老原さん。

○海老原義彦君 たいだいま議題となりました国立公文書館法案の草案につきまして、その趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年の六月一日で、参議院の議員立法として制定されました国立公文書館法が施行されて十一年となります。この間、公文書館・文書館の設立促進等の一定の成果が見られました。

しかし、公文書館法は、基本法的あるいは精神的な色彩が濃く、公文書等の保存・利用に關し実際の具体的な措置をとるかは今後の課題とされておりました。

この点について、国におきましては国立公文書館が置かれておられるところであり、現在行政に關する公文書等のみを保存する機関となっております。

また、いわゆる行政情報公開法案におきましては行政文書の管理に關する規定が設けられております。この場合、各機関で保管期間が満了した公文書等をどのように保存するかという問題も考える必要が出てまいります。

そこで、歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館等における適切な保存及び利用に資するための法律を制定しようと考えました。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律の目的についてであります。この法律は、公文書館法の精神にのっとり、国立公文書館の組織、公文書等の保存のために必要な措置等を定めることにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用に資することを目的とするものとしております。

第二に、国立公文書館の設置及びその所掌事務についてであります。現在、政令に基づき総理府に設置されている国立公文書館を法律に基づき設置するものとしております。

さらに、国立公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關

する情報の収集、整理及び提供、専門的、技術的な助言、調査研究並びに研修その他の事業を行い、あわせて総理府の所管行政に關し圖書の管理を行う機関とするものとしております。

第三に、国の公文書等の保存に關する事項についてであります。国の機関は、内閣総理大臣と当該国の機関とが協議して定めるところにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存のために必要な措置を講ずるものとしております。

さらに、内閣総理大臣は、この協議による定めに基づき、歴史資料として重要な公文書等について、国立公文書館において保存する必要があると認めるときは、当該公文書等を保存する国の機関との合意により、その移管を受けることができるものとしております。

第四に、国立公文書館における公文書等の閲覧についてであります。国立公文書館において保存する公文書等は、原則として一般の閲覧に供するものとしております。

ただし、個人の秘密の保持その他の合理的な理由により一般の閲覧に供することが適当でない公文書等については、一般の閲覧に供さなくともよいこととしております。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び内容の概要であります。何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(竹村泰子君) 本草案に対し、質疑、御意見等ございましたら御発言願います。――別に御発言もなければ、本草案を国立公文書館法案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹村泰子君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹村泰子君) 次に、男女共同参画社会基本法案を議題といたします。野

中内閣官房長官。

○國務大臣(野中広務君) たいだいま議題となりました男女共同参画社会基本法案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法のものとの平等がうたわれており、男女平等の実現に向けてさまざまな取り組みが国際連合など国際社会における取り組みとも連動しつつ着実に進められてきたところであります。

その間には、女子差別撤廃条約も批准されました。しかしながら、現実の社会においては男女間の不平等を感じ

る人も多く、男女平等の実現に向けてなお一層努力していかなければなりません。

また、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は一層緊急の課題とされているところであります。

このような状況において、男女共同参画社会の実現は、政府の最重要課題であると考えております。そのためには、さまざまな分野において、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進することが重要であります。

また、人々の意識の中に形成された性別による固定的役割分担意識等が男女共同参画社会の実現を妨げていることを考えますと、国民一人一人にこの問題についての理解を求め、各自の取り組みを促していかなければなりません。

本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としています。

この法律案は、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら生き生きと充実した生活を送ることができると

目指すものであり、二十一世紀の日本社会を決定する大きなかきとなる意義を持つものと考えます。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、男女共同参画社会の形成に關する基本理念として、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調という五つの理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に係る責務を明らかにしております。

第二に、男女共同参画社会の形成の促進に關する施策に關して、政府等は基本的な計画を定め、施策の大綱を国民の前に示すこととするともに、施策の策定等に当たつての配慮、国民の理解を深めるための措置、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間の団体に対する支援など、基本的な施策について規定しております。

第三に、現在、男女共同参画審議会設置法に基づいて設置されている男女共同参画審議会について、この基本法にその設置根拠を移すことにより、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制として明確に位置づけております。

以上がこの法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(竹村泰子君) 以上で趣旨説明の聴取は

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 川崎市川崎区出来野一ノ二二 齊藤育和外二百十五名

紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九四〇号 平成十一年三月十二日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 広島市佐伯区藤の木二ノ二四ノ一 一 田村由紀外二百五名

紹介議員 池田 幹幸君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九四六号 平成十一年三月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 大阪府枚方市枚方上之町一ノ二 八ノ三〇三 小田耕嗣外二百三十九名

紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九四七号 平成十一年三月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福岡県築上郡吉富町大字幸子九一 二ノ一 襦田智映美外百九十九名

紹介議員 木庭健太郎君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九四八号 平成十一年三月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 埼玉県川口市並木二ノ一六ノ一三 一四〇一 島田照国外二百十九名

紹介議員 阿部 幸代君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九四九号 平成十一年三月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 大分県佐伯市女島二班ノBノ二〇 二 矢野智和外三百五十九名

紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九六一号 平成十一年三月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 横浜市神奈川区羽沢町三四八 徳 弘孝行外九百十九名

紹介議員 畑野 君枝君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九八七号 平成十一年三月十六日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福岡県田川郡赤村大字内田二、二 二二〇七〇 浦野幸治外五百三十九名

紹介議員 岩佐 惠美君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第九八八号 平成十一年三月十六日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区平子一ノ二ノ五ノ二 〇六 山田憲彦外五百六十八名

紹介議員 八田ひろ子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇二三号 平成十一年三月十七日受理

男女共同参画社会基本法の早期制定に関する請願

請願者 長野県北佐久郡立科町大字吉田 三、五四七 寺島義幸
紹介議員 小山 峰男君

この請願の趣旨は、第二六八号と同じである。

第一〇四二号 平成十一年三月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 兵庫県明石市二見町東一見一七九 一三〇四 羽口教子外三百八十三名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇四三号 平成十一年三月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 和歌山市冬野二、〇〇七ノ七五 東方静夫外九百九十六名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇四四号 平成十一年三月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町春木字清水 三、九五二 伊申和芳外三百四十九名

紹介議員 山本 保君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇四五号 平成十一年三月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(二通)

請願者 広島県尾道市木ノ庄町木門田二、 三九八 前早苗外二百二名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇五八号 平成十一年三月十七日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町大字安真木 三、七七七 工藤米博外四百四十一名

紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇五九号 平成十一年三月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 沖縄県米満市与座四二ノ五〇 平良宗潤外九百九十六名

紹介議員 照屋 寛徳君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇六〇号 平成十一年三月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡嘉穂町大隈三三四 矢野孝子外百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇六一号 平成十一年三月十八日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市千塚五ノ七ノ一七 金井理恵子外五百八十六名

紹介議員 大森 礼子君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

四月二日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一〇七四号)(第一〇七八号)(第一〇七九号)(第一二二二号)(第一二二三号)

第一〇七四号 平成十一年三月十九日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

の早期制定に関する請願

請願者 石川県鳳至郡門前町黒島町ハノ三

五 狩野美喜子外二百十九名

紹介議員 照屋 寛徳君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇七八号 平成十一年三月二十三日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願

請願者 東京都武蔵野市境五ノ一七ノ一七

島田俊子外二百二十名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一〇七九号 平成十一年三月二十三日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願

請願者 川崎市中原区川平間一、七〇〇ノ

二ノ八 早川信幸外二百八十二名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一二二二号 平成十一年三月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願(二通)

請願者 石川県石川郡野々市町下林四ノ六

一五 松尾昭伸外五百五名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一二二三号 平成十一年三月二十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願

請願者 新潟市北山一七四ノ二 長谷川政

子外三百三十一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額

に関する請願(第一二五〇号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法

(仮称)の早期制定に関する請願(第一二五六

号)

一、動物の保護及び管理に関する法律の改正に

関する請願(第一二七四号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法

(仮称)の早期制定に関する請願(第一三〇六

号)(第一三三三号)

第一二五〇号 平成十一年三月二十六日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関す

る請願

請願者 長崎県西彼杵郡三和町蚊焼二、一

二九〇一 高比良マシヨ外三十九

名

紹介議員 足立 良平君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一二五六号 平成十一年三月二十六日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願(二通)

請願者 三重県多気郡明和町上野二九一ノ

四 久保邦敏外四百六十九名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一二七四号 平成十一年三月二十九日受理

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する

請願

請願者 東京都世田谷区上用賀二ノ三ノ一

ノ四〇七 三川万里子外千二百三

十八名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八七八号と同じである。

第一三〇六号 平成十一年三月三十一日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願(二通)

請願者 滋賀県伊香郡西浅井町大浦八六四

柳谷三枝子外七百三十五名

紹介議員 興石 東君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一三三三号 平成十一年四月一日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)

の早期制定に関する請願(二通)

請願者 石川県七尾市南ヶ丘町二〇四 清

田重樹外九百九十五名

紹介議員 岩本 莊太君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

四月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、男女共同参画社会基本法案

男女共同参画社会基本法案

男女共同参画社会基本法案

目次

第一章 総則(第一条―第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する

基本的施策(第十三条―第二十条)

第三章 男女共同参画審議会(第二十一条―第

二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の権利が尊重され、か

つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

力ある社会を実現することの重要性にかんが

み、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念

を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責

務を明らかにするとともに、男女共同参画社会

の形成の促進に関する施策の基本となる事項を

定めることにより、男女共同参画社会の形成を

総合的かつ計画的に推進することを目的とす

る。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用

語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の

対等な構成員として、自らの意思によって社

会のあらゆる分野における活動に参画する機

会が確保され、もって男女が均等に政治的、

経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ

とができ、かつ、共に責任を担うべき社会を

形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係

る男女間の格差を改善するため必要な範囲内

において、男女のいづれか一方に対し、当該

機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人

としての尊厳が重んぜられること、男女が性別

による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されること

その他の男女の人権が尊重されることを旨とし

て、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、

社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会におけ

る活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす

ことにより、男女共同参画社会の形成を阻害す

る要因となるおそれがあることにかんがみ、社

会における制度又は慣行が男女の社会における

活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中

立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社

会の対等な構成員として、国若しくは地方公共

団体における政策又は民間の団体における方針

の立案及び決定に共同して参画する機会が確保

されることを旨として、行われなければならない。

い。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のつとめ、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画

社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画審議会の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たつての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関し、て行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第二十一条 総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十二条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第二十二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であってはならない。

(委員)

第二十三条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の

委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることが出来る。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力)

第二十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することが出来る。

(政令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法以下「旧審議会設置法」という。

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四

条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日

に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合

において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四條第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五

条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百

十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第

号)第十三条第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、動物の保護及び管理に関する法律の改正に關する請願(第一三四一号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一四一七

号)

第一三四一号 平成十一年四月五日受理

動物の保護及び管理に関する法律の改正に関する請願

請願者 東京都新宿区四谷四ノ一八ノ二〇

二 藤沢顕卯外千五百名

紹介議員 佐藤 泰介君

この請願の趣旨は、第八七八号と同じである。

第一四一七号 平成十一年四月六日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市愛宕町一八 長谷川貞子外二百十三名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

四月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、青少年の健全育成に関する基本法の制定に關する請願(第一四六五号)(第一四七三号)(第一四八九号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一四九七

号)

一、青少年の健全育成に関する基本法の制定に關する請願(第一五二五号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に關する請願(第一五三三号)(第一五三〇号)

一、戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願(第一五三三

号)(第一五四〇号)(第一五四一号)

一、元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に關する請願(第一五四二号)(第一五四三号)(第一五四四号)

第一四六五号 平成十一年四月九日受理

青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願

請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六

四〇 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君

青少年問題は大人社会の反映、青少年に影響の大きい有害環境の増加といった複雑な社会的要因が絡み合う根の深い問題である。情報化の著しい進展など今日の青少年を取り巻く社会環境は悪化

する傾向にあり、条例を制定したとしても規制の地域格差の問題、テレビやインターネットなど地域的な規制では対応不可能なメディアの問題など、対応の限界が指摘されており、国による総合的な施策が求められる。

ついては、青少年が伸び伸び育つ環境づくりを推進するため、青少年の健全育成に関する基本法を早期に制定されたい。

第一四七三号 平成十一年四月九日受理

青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願

請願者 長野県上田市中央二ノ二〇ノ一三

島田基正

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第一四六五号と同じである。

第一四八九号 平成十一年四月十二日受理

青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願

請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田竜彦

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第一四六五号と同じである。

第一四九七号 平成十一年四月十二日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 山梨県西八代郡下都町道一、一三

二ノ一 山田とみ江外百十一名

紹介議員 統 訓弘君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五〇五号 平成十一年四月十三日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 福岡県大牟田市大字倉一、三三

八 馬見塚孝幸外百九十九名

紹介議員 山下 栄一君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第一五〇六号 平成十一年四月十三日受理

戦争被害に関する調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 広島県福山市南松永町二ノ一九ノ

一ノ四 星野昌幸外九十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第五二四号と同じである。

第一五一五号 平成十一年四月十四日受理

青少年の健全育成に関する基本法の制定に関する請願

請願者 長野県諏訪市高島四ノ二、七〇二

ノ二 金子松樹

紹介議員 野沢 太三君

この請願の趣旨は、第一四六五号と同じである。

第一五二三号 平成十一年四月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願

請願者 長野市稲里町下水鉤三八五ノ五

清水ちひろ外三十八名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一五三〇号 平成十一年四月十四日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根東町五ノ二ノ

二二 石田猛子外二十六名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一五三三三号 平成十一年四月十四日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 東京都大田区池上五ノ四ノ一六

小川さゆり外百八十八名

紹介議員 高野 博師君
この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五四〇号 平成十一年四月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 石川県珠洲郡内浦町松波口ノ三二

ノ一 坂井和宏外二百三十三名

紹介議員 続 訓弘君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五四一号 平成十一年四月十五日受理

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法(仮称)の早期制定に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市野比三ノ三三ノ

二ノ五〇二 中村育夫外千六名

紹介議員 松 あきら君

この請願の趣旨は、第五五九号と同じである。

第一五四二号 平成十一年四月十五日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願

請願者 長野県大町市大字大町四、一五一

石澤郁子外百三十五名

紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一五四三号 平成十一年四月十五日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願

請願者 大阪府河内長野市南花台八ノ二ノ

一七 東上悦外六名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第一五四四号 平成十一年四月十五日受理

元日赤救護看護婦に対する慰労給付金増額に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉野田三ノ四八ノ

三四 福地きよ外十九名
紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第八八二号と同じである。

第六号中正誤

ページ 段 行 誤 正

一四 四 一七 かわり

一五 一 一六 アドホック ASWOC